

もくじ

本書で登場するNPO法人の設定条件について	3
NPO法人の設立・運営・解散等の流れ図	4
特定非営利活動法人（NPO法人）設立相談等窓口一覧	5
表記の略し方について	6

PART-1

Q&A 特定非営利活動法人制度の概要

I 特定非営利活動法人（NPO法人）とは	8
Question1 NPOとボランティア団体、NPOとNPO法人との違いは？	8
Question2 なぜ、NPO法人が注目されているの？	10
II 特定非営利活動法人（NPO法人）の活動目的	12
Question3 NPO法人が活動できる分野とその内容には、どのような制約があるの？	12
Question4 NPO法人は利益をあげてはいけないの？	14
III 特定非営利活動法人（NPO法人）の組織の要件	16
Question5 NPO法人は10人いれば組織として成り立つの？	16
IV 特定非営利活動法人（NPO法人）の運営上の特徴	20
Question6 NPO法人の会計処理は大変なの？	20
Question7 なぜ、特定非営利活動促進法（NPO法）に情報公開が義務付けられているの？	21
Question8 任意団体を法人化する際のメリットと制約は？	22
Question9 NPOと行政の協働とは？	23
V まとめ - 法人の設立・運営の要件 -	24

PART-2

特定非営利活動法人の設立

I 法人設立までの手続	26
1 設立の準備から申請まで	28
2 申請書類受理から認証（不認証）決定まで	29
3 認証決定通知から設立登記完了届まで	29
II 設立申請に必要な書類	30
1 提出書類一覧	30
2 定款	32
III 申請書類の補正	59
1 補正とは	59
2 所轄庁に提出する書類	59
IV 設立の登記	61
1 登記とは	61
2 登記事項	61
3 登記に必要な書類	62
4 設立登記完了の届出	62
V 税務に関する手続	64
1 県税事務所・市町村役場への届出手続	64
2 税務署への届出手続	64
VI 社会保険関連の手続	66
1 各保険の概要	66
2 保険手続～労働保険～	67
3 保険手続～健康保険、厚生年金保険～	68

PART-3

特定非営利活動法人の運営

I 書類の作成と提出	70
事業報告書等提出書	71
事業報告書	72
活動計算書	73
計算書類の注記	77
貸借対照表	79
財産目録	80

II 変更にもなう書類作成と手続	8 3
1 役員の変更等	8 3
2 定款の変更	8 8
3 変更に伴う登記等の事務	9 4
III 税務関連の実務	9 6
1 特定非営利活動法人与税制	9 6
2 法人税法上における収益事業と届出	9 7
3 消費税に関する届出	9 9
4 毎年定期的に行う税務事務	9 9
5 認定NPO法人	10 2
IV 人事労務管理のポイント	10 4
1 労務管理	10 4
2 保険関連の定例事務～年単位で行うもの～	10 5
3 保険関連の定例事務～毎月行うもの～	10 6
V 通常総会の開催実務	10 7
1 総会の種類と権限事項	10 7
2 総会開催の実務	10 7
3 通常総会に関わる業務スケジュール例	10 7
VI 内閣府ウェブ報告システムによる申請・届出について	10 8

PART-4

特定非営利活動法人の解散と合併..... 10 9

I 解散・清算の手続	11 0
1 解散	11 0
2 清算	11 2
3 解散・清算に関わる登記	11 4
4 清算終了の届出	11 4
II 合併の手続	12 0
1 合併	12 0
2 合併の手続	12 0
3 社員総会の議決	12 1
4 合併認証申請の手続	12 1
5 債権者への公告及び催告	12 3
6 合併の登記	12 4
7 合併に関わる登記の完了届	12 5

PART-5

情報公開・監督・罰則..... 12 7

I 所轄庁による情報公開	12 8
II 所轄庁の監督	13 0
1 報告及び検査	13 0
2 改善命令	13 0
3 設立認証の取消し	13 0
III 罰則	13 2
1 50万円以下の罰金に処せられる場合	13 2
2 20万円以下の過料に処せられる場合	13 2
3 10万円以下の過料に処せられる場合	13 2

PART-6

参考資料・情報..... 13 3

I 関連法規	13 4
---------------	------

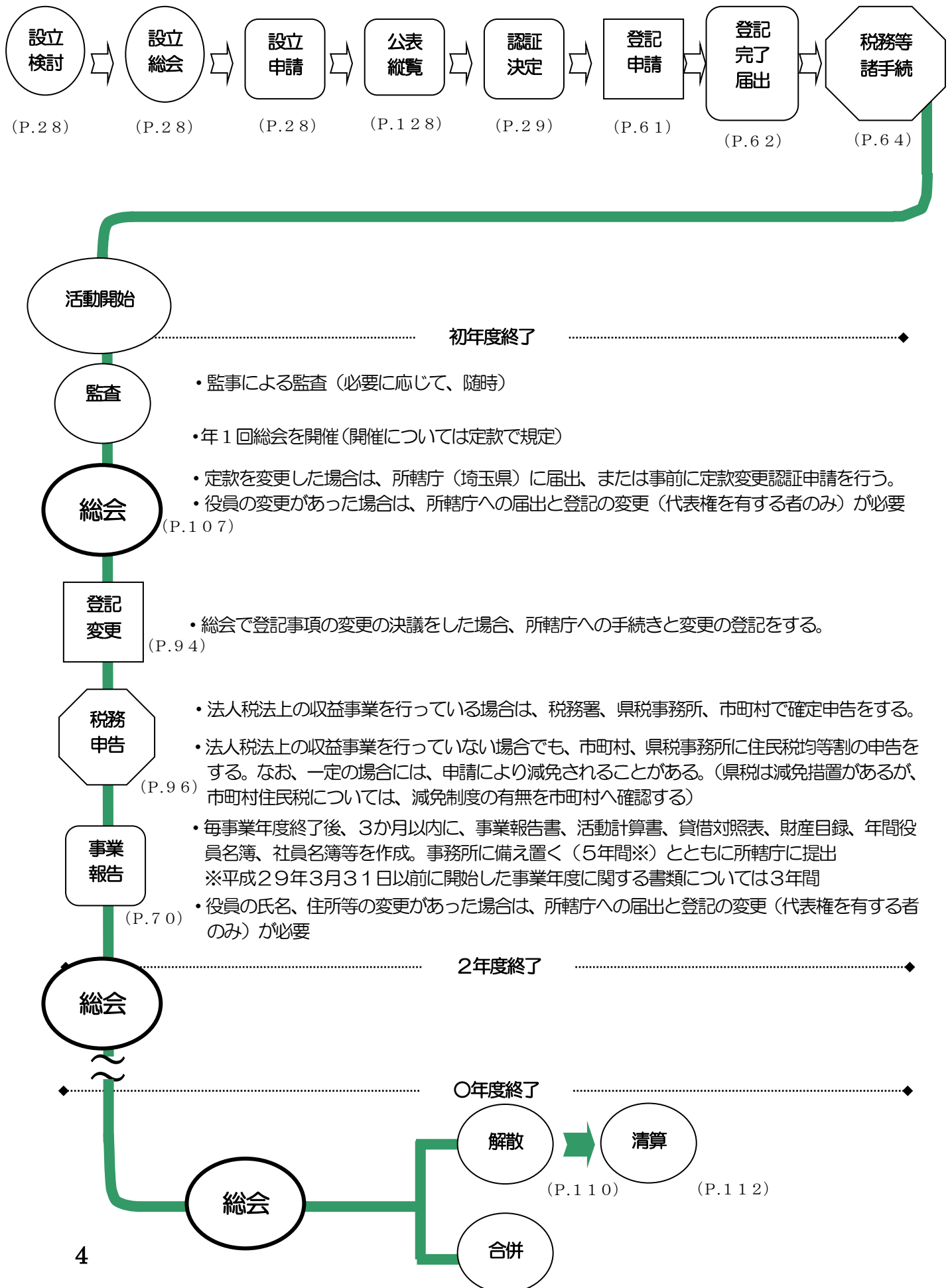
特定非営利活動促進法	1 3 4
特定非営利活動促進法の施行に関する条例	1 5 5
特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則	1 5 9
組合等登記令（抄）	1 6 2
II 関連行政機関	1 6 4
さいたま地方法務局登記管轄等一覧	1 6 4
県内税務署所在地等一覧	1 6 5
県内県税事務所所在地等一覧	1 6 6
県内公共職業安定所（ハローワーク）所在地等一覧	1 6 7
県内労働基準監督署所在地等一覧	1 6 8
県内年金事務所（日本年金機構）所在地等一覧	1 6 9
III 参考	1 7 0
参考①埼玉県NPO情報ステーション	1 7 0
参考②法人情報の変更について	1 7 1
参考③法人の設立申請をする前のチェックシート	1 7 2
参考④法人の運営のチェックシート	1 7 3
参考⑤県の支援機関・参考文献等	1 7 4

本書で登場するNPO法人の設定条件について

本書では、書式類の記載例を多用しています。記載例は、次の架空の団体を設定し、事例として解説しています。

- ◆名称 特定非営利活動法人食生活支援クラブ
- ◆事業所 埼玉県熊谷市〇〇町〇〇番地△△ビル2階205号室
その後、埼玉県春日部市◇◇〇〇丁目〇〇番〇〇号に変更
- ◆事業目的 〇〇地区の高齢者や障害者に対し、「ふれあいと健やかな食生活」を提供し、だれもが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ◆主な事業 <特定非営利活動に係る事業>
 - 1) 配食サービス提供事業
 - 2) 講習会・イベント開催事業
 - 3) 地域ふれあい促進事業
 - *設立3年目に、4) 食に関わる専門家を擁しての「調査・コンサルティング事業」を定款変更にて追加。
 (<その他の事業>)
 - 1) 駐車場運営事業
- ◆成立日 令和〇〇年8月20日
- ◆事業年度 4月1日～3月31日
- ◆役員構成 <成立時>
 - 理事：埼玉一郎（代表理事）、鈴木〇〇、山田〇〇、小林〇〇、佐藤〇〇
 - 監事：加藤〇〇
 <任期満了時>
 - 渡辺〇〇が、新理事に就任
 - 小林〇〇が、任期満了により理事から辞任
 - その他の役員は、再任
- ◆有給のスタッフ
 - <1年目>
 - A山花子：事務局長として成立年から雇用。
 - 月給10万円（年俸120万円）。経理も兼務。
 - <2年目>
 - B川月江：配食サービスの責任者として、2年目4月より雇用。
 - 月給8万円（年俸96万円）。

NPO法人の設立・運営・解散等の流れ図



特定非営利活動法人（NPO法人）設立相談等窓口

＊設立の相談や、設立申請書類・事業報告書・各種届出書等の提出先は、原則として法人の主たる事務所の所在地（担当地域参照）を所管する担当機関になります（ただし、従たる事務所をさいたま市に置く法人は、共助社会づくり課所管）。

＊事前相談等は必ず電話等でのご予約をお願いします。

令和3年4月1日現在

担 当 機 関（所在地等）	担 当 地 域
共助社会づくり課（県庁第3庁舎3階） 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048(830)2823 FAX 048(830)4751	県内二以上の市町村に事務所を置き主たる又は従たる事務所をさいたま市に置く法人 二以上の都道府県に事務所を置き主たる事務所を埼玉県に置く法人
南部地域振興センター（川口地方庁舎2階） 〒332-0035 川口市西青木2-13-1 TEL 048(256)1110 FAX 048(257)0529	川口市、蕨市、戸田市
南西部地域振興センター（朝霞地方庁舎2階） 〒351-0025 朝霞市三原1-3-1 TEL 048(451)1110 FAX 048(451)1113	朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、県内二以上の市町村に事務所を置き主たる事務所を志木市に置く法人
東部地域振興センター（春日部地方庁舎1階） 〒344-0038 春日部市大沼1-76 TEL 048(737)1110 FAX 048(737)9958	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町、県内二以上の市町村に事務所を置き主たる事務所を吉川市に置く法人
県央地域振興センター（上尾地方庁舎1階） 〒362-0002 上尾市大字南239-1 TEL 048(777)1110 FAX 048(777)1166	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企地域振興センター（ウェスタ川越公共施設棟4階） 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 TEL 049(244)1247 FAX 049(243)1707	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町
川越比企地域振興センター東松山事務所（東松山地方庁舎1階） 〒355-0024 東松山市六軒町5-1 TEL 0493(24)1110 FAX 0493(23)8510	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西部地域振興センター（所沢地方庁舎2階） 〒359-0042 所沢市並木1-8-1 TEL 04(2993)1110 FAX 04(2993)1113	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
利根地域振興センター（行田地方庁舎1階） 〒361-0052 行田市本丸2-20 TEL 048(555)1110 FAX 048(554)4442	行田市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、県内二以上の市町村に事務所を置き主たる事務所を加須市又は久喜市に置く法人
北部地域振興センター（熊谷地方庁舎1階） 〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 TEL 048(578)4572 FAX 048(524)0770	熊谷市、深谷市、寄居町
北部地域振興センター本庄事務所（本庄地方庁舎1階） 〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6 TEL 0495(24)1110 FAX 0495(22)6500	美里町、神川町、上里町、県内二以上の市町村に事務所を置き主たる事務所を本庄市に置く法人
秩父地域振興センター（秩父地方庁舎1階） 〒368-0042 秩父市東町29-20 TEL 0494(24)1110 FAX 0494(24)1741	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

担 当 機 関（所在地等）	担 当 地 域
さいたま市 市民協働推進課（コムナーレ9階） 〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 TEL 048(813)6404 FAX 048(887)0164	さいたま市のみに事務所を置く法人
加須市 市民協働推進課（加須市役所本庁舎3階） 〒347-8501 加須市三俣 2-1-1 TEL 0480(62)1111（内）346・349 FAX 0480(62)5981	加須市のみに事務所を置く法人
本庄市 市民活動推進課（本庄市役所本庁舎3階） 〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3 TEL 0495(25)1118 FAX 0495(22)0602	本庄市のみに事務所を置く法人
志木市 市民活動推進課（志木市役所第2庁舎1階） 〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 TEL 048(473)1111（内）2092 FAX 048(474)7009	志木市のみに事務所を置く法人
久喜市 市民生活課（久喜市役所本庁舎3階） 〒346-8501 久喜市下早見 85-3 TEL 0480(22)1111（内）2625 FAX 0480(22)3319	久喜市のみに事務所を置く法人
吉川市 市民参加推進課（吉川市役所本庁舎2階） 〒342-8501 吉川市きよみ野 1-1 TEL 048(982)9685 FAX 048(981)5392	吉川市のみに事務所を置く法人

〈表記の略し方について〉

略した記載	略称の解説
「法第〇条」、「法第〇条第〇項」と記してある場合の「法」	特定非営利活動促進法を略しています。
「NPO法」	特定非営利活動促進法を略しています。
「埼玉県条例」、「条例第〇条」と記してある場合の「条例」	特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成10年埼玉県条例第54号）を略しています。
「埼玉県規則」、「規則第〇条」と記してある場合の「規則」	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成10年埼玉県規則第91号）を略しています。